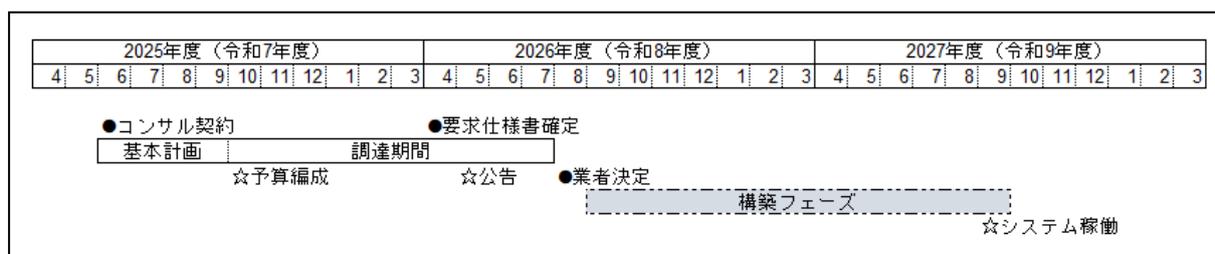


# 西尾市民病院医療情報システム更新支援業務プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
西尾市民病院医療情報システム更新支援業務
- (2) 業務内容  
別紙「西尾市民病院医療情報システム更新支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) プロポーザル方式  
公募型プロポーザル方式
- (4) 業務場所  
西尾市民病院、又は受託者の指定する場所
- (5) 委託期間  
契約締結日から令和8年7月24日まで
- (6) 業務スケジュール（案）  
本業務は以下のスケジュール（案）に基づき実施するものとする。



- (7) 委託料の提案上限額  
本業務委託における提案上限金額は、26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の以下の登録が公告日までにされている者であること。
  - ① 大分類「03:役務の提供等」、中分類「16: その他の業務委託等」、小分類「99:その他」
  - ② 大分類「03:役務の提供等」、中分類「08: コンピュータサービス」、小分類「09: システム調査・分析」
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。
- (4) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

- こと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間（令和2年度から令和6年度）に、100床以上の医療機関における医療情報システム更新支援業務の実績が複数件以上あること。また、愛知県下での支援実績を1件以上有すること。
- (9) システムベンダー及び医療機器メーカーとの関係が会社法第2条に規定する親会社等、子会社等、同一の親会社を持つ会社、関連会社、関係会社のいずれにも該当しないこと。その証明を書面にて行うこと。

### 3 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒445-8510

愛知県西尾市熊味町上泡原6番地

西尾市民病院 事務部医事課医事・情報担当

電話：0563-56-3171（代表）

電子メールアドレス：siminbyouin@city.nishio.lg.jp

### 4 事業者選定のスケジュール

内容	提出期限等
プロポーザル実施の公告	令和7年 3月25日（火）
参加資格申請書の提出期限	令和7年 4月 8日（火）午後5時まで
質問書の提出期限	令和7年 4月 8日（火）午後5時まで
参加資格確認通知書の発送	令和7年 4月15日（火）
質問書に対する回答	令和7年 4月15日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年 5月 7日（水）午後5時まで
本審査参加審査結果通知書の発送	令和7年 5月 9日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年 5月15日（木）
結果通知書の発送（予定）	令和7年 5月22日（木）

### 5 参加資格申請書の提出

#### (1) 提出書類等

①参加資格申請書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

※パンフレット等があれば添付すること。

※西尾市に本社、支店営業所等を有する場合は、所在地が分かる資料を添付すること。

③業務受託実績表（様式第3号）

※事業者の実績状況が把握できる資料を添付すること。

④納税証明書等（未納の税額がないことの証明書、参加資格申請書の提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの）

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）、市町村税（法人市町村民税及び軽自動車税）について、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（参加資格申請書提出時点において発行できる直近1年度分）

- (2) 提出部数  
各1部  
※参加資格申請書等の様式は西尾市ホームページから入手すること。
- (3) 提出先  
「3 担当部局」と同じ
- (4) 提出方法  
持参、又は郵送（書留郵便に限る。）とする。ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 提出期限  
令和7年4月8日（火）午後5時まで（必着）
- (6) 参加資格確認通知書の発送  
参加資格申請書を提出した事業者について、参加資格要件を有する者であるかを確認し、令和7年4月15日（火）までに参加資格確認通知書（様式第4号）を発送する。

## 6 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出すること。

## 7 質問の受付・回答

企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 質問の受付期限  
令和7年4月8日（火）午後5時まで
- (2) 質問方法  
電子メールで質問書（様式第5号）を「siminbyouin@city.nishio.lg.jp」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までの間に、電話で受信確認をすること。  
電子メールの件名は、「医療情報システム更新支援業務に関する質問【事業者名】」とすること。
- (3) 質問に対する回答  
質問に対する回答は、令和7年4月15日（火）までに西尾市ホームページで公表する。また、参加資格確認により参加資格を有すると認められた事業者（以下「参加事業者」という。）全てに電子メールで回答する。
- (4) その他
  - ① 電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。
  - ② 審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。
  - ③ 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加、又は修正として取り扱うものとする。

## 8 企画提案書等の提出

参加事業者は、次のとおり企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書（様式第6号）※表紙部
  - ② 会社概要書（様式第2号）※業務案内（パンフレット）等があれば添付すること
  - ③ 業務受託実績関係書類
    - ア 業務受託実績表（様式第3号）※最大10件まで提出可

- イ 業務受託実績に関する証明（契約書の写し及び制作物の写し等）
- ④ 企画提案書（任意様式）
  - ア 企画提案書の様式は任意とするが、本要領及び仕様書に基づき、考え方や提案を記載すること。
  - イ 医療情報システム更新支援に係る年間スケジュールを添付すること。
- ⑤ 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）
  - ア 提案見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容に対して必要な費用をすべて含めること。
  - イ 見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳についても記載すること。
  - ウ 更新支援業務の他、構築フェーズにおける導入支援を行えるものは、導入支援等に係る見積書を参考資料として提出すること。
- (2) 提出部数  
正本各1部、副本各7部
- (3) 提出期限  
令和7年5月7日（水）午後5時（必着）
- (4) 提出先  
「3 担当部局」と同じ
- (5) 提出方法  
持参、又は郵送（書留郵便に限る。）とする。  
ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までとする。
- (6) 企画提案書等の作成上の留意事項
  - ① 企画提案書等はA4縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。
  - ② ファイルの表紙及び背表紙には、「西尾市市民病院医療情報システム更新支援業務委託企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。
  - ③ 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、表紙、目次を付けること。
  - ④ 原則、全ての書類はA4判縦（A3判折り込み可）、横書きとし、左綴じが可能な形で作成すること。

## 9 提出された企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書に記載された提案内容は、当該企画提案書の提案者の許可なく使用しない。  
ただし、西尾市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年12月25日条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 10 審査の手続き及び受託候補者の特定

提出された企画提案書等について、「西尾市民病院医療情報システム更新支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、提案者が5者を超えた場合は、選定委員会において書面審査を実施し、書面審査通過者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。また、企画提案書を提出された全ての参加事業者へ令和7年5月9日（金）までに、本審査参加審査結果通知書（様式第7号）を発送する。

### (1) 本審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

#### ① 日程 令和7年5月15日（木）

※時間、場所及び留意事項等については、本審査参加者に別途通知する。

#### ② 本審査への出席は必要最小限の人数（2名程度を基準とする。うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1事業所あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

#### ③ プロジェクターの使用

プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

### (2) 評価基準

別紙「西尾市民病院医療情報システム更新支援業務プロポーザル評価基準」による。

### (3) 受託候補者の特定

#### ① 各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

#### ② 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。

#### ③ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

#### ④ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合、又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

#### ⑤ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

## 11 審査結果の通知

### (1) 審査結果の通知

令和7年5月22日（木）までに全ての参加事業者へ結果通知書（様式第8号）を発送する。また、西尾市ホームページで公表する。

### (2) その他

#### ① 審査結果に関する問い合わせには、一切応じないものとする。

#### ② 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

## 1.2 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格要件がないと認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 指定した提出期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (4) 本審査の指定日時に来場しなかった場合
- (5) 提案上限額を超える金額の見積書を提出した場合
- (6) その他本要領を遵守しない場合

## 1.3 契約手続き等

- (1) 受託候補者は当院と本業務委託について契約に必要な事項を協議した後、当院が作成した契約書によって契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容については、企画提案書等の内容を踏まえて受託候補者との協議を経て決定するものとするが、企画提案書等の内容に限定されることなく、変更できるものとする。
- (3) 受託候補者との協議の過程において、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定時に受託候補者の次に順位の高い者と契約交渉を行うものとする。
  - ① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
  - ② 契約締結時までに本要領 1.2 の参加者の失格の要件に該当していることが判明したとき
  - ③ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - ④ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4) 契約金額は、企画提案書等に記載された見積金額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により本業務の仕様書を確定した後に決定するものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）第 29 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加資格申請書の提出後、又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出後の参加資格申請書及び企画提案書等の修正、又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、西尾市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「西尾市が行う事務、又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、西尾市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害、又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約を締結しない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

(9) 企画提案書は、1つのみ行うことができる。

(10) 参加申込以降、事務局以外に本業務に関する質疑等はしないこと。